

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび、当社では下記の通り投資信託契約を解約し、信託の終了（繰上償還）を予定しておりますので、お知らせします。

【投資信託約款の名称】

（追加型証券投資信託）

三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020

【解約の理由】

受益権の口数が投資信託約款に定められた口数を下回っています。また、ファンドは2020年2月8日より安定運用期間に移行しますが、当該運用期間において投資信託約款に定める運用の基本方針に沿って運用することにより得られる収益が、費用として支払う信託報酬を下回る水準となる見通しであり、投資信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認められるため、投資信託約款の規定に基づき、信託契約の解約を行うものです。

【解約予定年月日】

2020年2月7日

ファンドの受益者で上記信託終了にご異議のある方は、2019年11月8日から2019年12月11日までに、当社に対し書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権口数が、2019年11月8日の受益権の総口数の2分の1を超えないときは、2020年2月7日をもって信託を終了いたします。

ご異議のお申し出のあったファンドの受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額で、取扱販売会社を通じて、2019年12月20日から2020年1月8日までの間に、当該ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以 上

2019年11月8日

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
三菱UFJ国際投信株式会社